

改正

平成30年6月29日条例第39号

長野市の景観を守り育てる条例

長野市の景観を守り育てる条例（平成4年長野市条例第44号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 景観計画及びこれに基づく措置

第1節 景観計画の策定等（第6条—第9条）

第2節 行為の規制等（第10条—第21条）

第3節 景観重要建造物等（第22条—第26条）

第3章 自主的活動の支援（第27条—第29条）

第4章 長野市景観審議会（第30条—第38条）

第5章 雑則（第39条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制その他の良好な景観の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、緑に映える美しい山並みを四方に配し雄大な清流をのぞむ優れた自然並びに歴史及び伝統のある固有の文化を礎とした、長野にふさわしい風格と魅力のある景観をつくり出し、もって現在及び将来の市民がその恵沢を享受できるまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）建築物 法第7条第2項に規定する建築物をいう。
- （2）建築等 法第16条第1項第1号に規定する建築等をいう。
- （3）公共施設 法第7条第4項に規定する公共施設をいう。
- （4）工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち、建築物以外の物で次に掲げるものをいう。

ア 煙突

イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（サに掲げるものを除く。）

ウ 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの

エ 高架水槽、物見塔その他これらに類するもの

オ 擁壁、垣、柵、塀その他これらに類するもの

カ ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔その他これらに類する遊戯施設

キ コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの

ク 自動車車庫の用途に供する施設

ケ 飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設

コ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

サ 電気供給又は電気通信のための鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもの

シ 太陽光発電施設その他再生可能エネルギー施設等

(5) 建設等 法第16条第1項第2号に規定する建設等をいう。

(市の責務)

第3条 市は、法第2条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成を推進するための施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の策定及びその実施に当たっては、市民の意見が反映されるよう努めなければならない。

3 市は、建築物の建築等及び公共施設の整備を行うときは、良好な景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

4 市は、市民及び事業者の良好な景観に関する意識の高揚を図るため、知識の普及その他必要な措置を講ずるとともに、市民及び事業者の良好な景観の形成に資する活動を支援するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、自らが景観を形成する主体であることを認識し、事業活動を行うに当たっては、積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自らが景観を形成する主体であることを認識し、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する

施策に協力しなければならない。

第2章 景観計画及びこれに基づく措置

第1節 景観計画の策定等

(景観計画の策定)

第6条 良好な景観の形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観計画（法第8条第1項に規定する景観計画をいう。以下同じ。）を策定するものとする。

(景観計画推進地区)

第7条 市長は、法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域内において、景観計画推進地区を定めることができる。

2 景観計画推進地区は、次に掲げる区域のうち、特に重点的に景観形成を図る必要がある地区とする。

- (1) 歴史的特徴のある景観を有する区域
- (2) 自然と調和した景観を有する区域
- (3) 商工業業務施設が集積し、一体となった景観を有する区域
- (4) 個性的な住宅地景観を有する区域
- (5) 主要な幹線道路、河川等に沿って特徴のある景観を有する区域
- (6) その他景観形成上必要と認める区域

3 景観計画推進地区における法第8条第2項第2号の良好な景観の形成のための行為に関する制限に関する事項は、景観計画推進地区ごとに定めるものとする。

(策定の手続)

第8条 市長は、景観計画を策定し、又は変更しようとするときは、法第9条の規定によるほか、あらかじめ、長野市景観審議会の意見を聴かななければならない。

(計画提案を行うことができる団体等)

第9条 市長は、法第11条第1項又は第2項の規定による提案があった場合において、法第12条の判断をするときは、あらかじめ、長野市景観審議会の意見を聴かななければならない。

2 前項の提案を行ったものは、同項の長野市景観審議会に出席し、当該提案に関する意見を述べることができる。

3 法第11条第2項の条例で定める団体は、法第15条第1項に規定する景観協議会及び第22条第1項に規定する景観形成市民団体とする。

第2節 行為の規制等

(事前協議)

第10条 法第16条第1項の規定による届出（同項第1号又は第2号に掲げる行為（以下「建築行為等」という。）に係るものに限る。）又は同条第5項後段の規定による通知（建築行為等に係るものに限る。）をしようとする者（以下「建築行為等届出等予定者」という。）は、当該建築行為等に係る届出又は通知の前に、規則で定めるところにより、当該建築行為等の計画について市長と協議しなければならない。

(助言)

第11条 市長は、建築行為等届出等予定者から前条の規定による協議（以下「事前協議」という。）があった場合において、良好な景観の形成のために必要があるときは、建築行為等届出等予定者に対し、当該建築行為等の計画を景観計画に適合させるよう助言することができる。

2 市長は、前項の規定により助言しようとする場合において、必要があると認めるときは、長野市景観審議会の意見を聴くことができる。

(事前協議の終了)

第12条 建築行為等の計画に係る事前協議は、次のいずれかに該当するときに終了するものとする。

(1) 事前協議に係る事項について協議が成立したとき。

(2) 事前協議に係る事項の一部又は全部について協議が調わない場合において、建築行為等届出等予定者から事前協議の終了の申出があったとき。

2 市長は、前項の規定により事前協議が終了したときは、建築行為等届出等予定者に対し、書面により当該事前協議の結果を通知しなければならない。

(協議内容の変更)

第13条 建築行為等届出等予定者は、前条の規定により事前協議が終了した建築行為等の計画について、当該事前協議に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該変更しようとする事項について市長と協議しなければならない。ただし、良好な景観の形成に影響を及ぼさないものとして市長が別に定める事項を変更するときは、この限りでない。

2 第11条及び前条の規定は、前項本文の規定による変更の協議について準用する。この場合において、第11条第1項中「前条の規定による協議（以下「事前協議」という。）」とあるのは「第13条第1項本文の規定による変更の協議（以下「変更協議」という。）」と、第11条第2項中「前項」とあるのは「第13条第2項において準用する前項」と、前条第1項中「事前協議」とあるのは「変更協議」と、同条第2項中「前項」とあるのは「次条第2項において準用する前項」と、「事前協議」とあるのは「変更協議」と読み替えるものとする。

(添付図書)

第14条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）第1条第2項第4号の条例で定める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める図書とする。

(1) 建築物の建築等において屋外に配管、室外機その他の設備を設ける場合 当該設備の位置及び形状等を明らかにする図面

(2) 法第16条第1項第3号に規定する開発行為を行う場合 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第16条第4項の規定により作成した現況図、土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画断面図及び擁壁の断面図

(届出等が必要なその他の行為)

第15条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為（以下この条において「その他の行為」という。）は、次に掲げる行為とする。

(1) 土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

(2) 屋外における再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。次条第4号において同じ。）の堆積

2 法第16条第1項の規定によるその他の行為の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に規則で定める図書を添付して行うものとする。

(1) 行為の種類

(2) 場所

(3) 設計又は施行方法

(4) 着手予定日及び完了予定日

(5) 行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

3 その他の行為に係る法第16条第2項の規定による変更の届出が必要な事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の届出に係る行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

4 第2項の規定は、法第16条第5項後段の規定による通知について準用する。この場合において、第2項中「第16条第1項」とあるのは「第16条第5項後段」と、「の届出」とあるのは「の通知」と、「届出書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。

(届出等を要しない行為)

第16条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 仮設の建築物の建築等
- (2) 農業、林業又は漁業を営むために行う土地の形質の変更
- (3) 公共施設又は鉄道若しくは軌道を整備するために行う工作物の建設等又は土地の形質の変更
- (4) 屋外における再生資源の堆積で、次に掲げるもの
 - ア 農業、林業又は漁業を営むために行うもの
 - イ 堆積の期間が30日を超えて継続しないもの
- (5) 法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知を要する行為で、規則で定める規模以下のもの
- (6) 他の法令又は条例の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届け出て行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講じられるものとして規則で定める行為
- (7) その他の物件（土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち、建築物及び工作物以外の物をいう。）の設置等
(助言、指導、勧告及び事実の公表)

第17条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があったときは、当該届出をした者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

2 市長は、法第16条第3項の規定により勧告しようとするときは、あらかじめ、長野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

4 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に弁明の機会を与えるとともに、長野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(特定届出対象行為)

第18条 法第17条第1項の条例で定める特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げるものとする。

(変更命令等の手続)

第19条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定により命令しようとするときは、あらかじめ、長野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(行為の着手日の短縮)

第20条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合していると認めるときは、速やかに、当該届出をした者に対し、その旨及び法第18条第2項の規定により期間を短縮する旨の通知をしなければならない。

(行為の完了の届出)

第21条 法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知をした者は、当該届出又は通知に係る行為を完了したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第3節 景観重要建造物等

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の手続)

第22条 市長は、法第19条第1項又は法第28条第1項の規定による景観重要建造物又は景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、その所有者及び権原に基づく占有者の同意を得るとともに、長野市景観審議会の意見を聴かななければならない。

2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(現状変更の規制の手続)

第23条 市長は、法第22条第1項又は法第31条第1項の規定による許可をしようとするときは、あらかじめ、長野市景観審議会の意見を聴かななければならない。

(原状回復命令等の手続)

第24条 市長は、法第23条第1項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定による命令をし、又は法第26条若しくは法第34条の規定による管理に関する命令若しくは勧告をしようとするときは、あらかじめ、長野市景観審議会の意見を聴かななければならない。

(指定の解除の手続)

第25条 市長は、法第27条第2項又は法第35条第2項の規定による景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、長野市景観審議会の意見を聴かななければならない。

2 第22条第2項の規定は、前項の指定の解除について準用する。

(助成又は援助)

第26条 市長は、法第46条の規定による求めがあった場合において、景観重要建造物又は景観重要樹木の保存のために必要があると認めるときは、その所有者に対し助言を行い、又は技術的援助

若しくは保存に要する経費の一部の助成をすることができる。

第3章 自主的活動の支援

(景観形成市民団体の認定)

第27条 市長は、一定の区域内において、良好な景観の形成を図ることを目的とする市民が構成する団体で、規則で定める要件を満たすものを景観形成市民団体として認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、景観形成市民団体が第1項の要件に該当しなくなったと認めるとき、その他景観形成市民団体として適当でないとき、その認定を取り消すことができる。

(助成又は援助)

第28条 市長は、第26条に定めるもののほか、法第81条の規定による景観協定の締結、景観形成市民団体の活動その他の良好な景観の形成に著しく寄与すると認める行為に対し、必要な助言を行い、又は技術的援助若しくはこれらに要する経費の一部の助成をすることができる。

(顕彰)

第29条 市長は、優れた景観の形成に寄与していると認める建築物等について、その所有者、設計者、施工者等を顕彰することができる。

2 市長は、優れた景観の形成に貢献していると認める団体等を顕彰することができる。

3 市長は、前2項の規定により顕彰しようとするときは、あらかじめ、長野市景観審議会の意見を聴かななければならない。

第4章 長野市景観審議会

(設置)

第30条 良好な景観の形成に関し、必要な事項を調査及び審議するため、長野市景観審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第31条 審議会は、この条例に定めるもののほか、市長の諮問に応じ、良好な景観の形成に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第32条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

- (2) 民間諸団体の代表者
 - (3) 市長が必要と認める者
- (任期)

第33条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第34条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第35条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(デザイン専門部会)

第36条 審議会に、次に掲げる事項を調査及び審議するため、デザイン専門部会を置く。

- (1) 第11条第2項（第13条第2項において準用する場合を含む。）、第17条第2項、第19条、第23条又は第24条の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項
- (2) 景観形成を特に推進する地区におけるデザイン評価に関する事項
- (3) 公共事業のデザイン評価に関する事項

- 2 デザイン専門部会に属すべき委員は、審議会の会長が指名する。
- 3 デザイン専門部会に、デザイン専門部会長及びデザイン専門副部会長各1人を置き、デザイン専門部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 デザイン専門部会長は、デザイン専門部会の会務を掌理する。
- 5 デザイン専門副部会長は、デザイン専門部会長を補佐し、デザイン専門部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 デザイン専門部会に、専門の事項を調査及び審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 7 専門委員は、市長が委嘱する。

(デザイン専門部会の会議)

第37条 第35条の規定は、デザイン専門部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「デザイン専門部会」と、「会長」とあるのは「デザイン専門部会長」と、「委員」とあるのは「デザイン専門部会に属する委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

2 審議会は、その定めるところにより、デザイン専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(専門部会)

第38条 審議会に、必要に応じ専門部会を置くことができる。

第5章 雑則

(委任)

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年1月4日から施行する。ただし、附則第8項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の長野市の景観を守り育てる条例（以下「旧条例」という。）第12条第1項又は第17条第1項の規定により届出がなされた行為については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に旧条例第22条第1項の規定により指定を受けている景観重要建築物等については、平成22年3月31日までの間は、なお従前の例による。ただし、当該景観重要建築物等が法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定を受けたとき又は文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、若しくは仮指定されたときは、この限りでない。

4 この条例の施行前に旧条例第26条第1項の規定により認定を受けている景観形成市民団体は、改正後の長野市の景観を守り育てる条例（以下「新条例」という。）第22条第1項の規定により認定を受けた景観形成市民団体とみなす。

5 この条例の施行の際現に旧条例第31条の規定により置かれている長野市景観審議会（以下「旧審議会」という。）は、新条例第25条の規定により置かれる審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

6 この条例の施行の際現に旧審議会の委員に委嘱されている者は、新条例の規定に基づく審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、委員の任期は、旧条例の規定に基づく委

員として任命された日から起算する。

7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(重要景観建造物等の指定のために必要な準備行為)

8 法第19条第1項又は法第28条第1項の規定による景観重要建造物又は景観重要樹木の指定に関し必要な手続は、この条例の施行前においても新条例第17条の規定の例により行うことができる。

(長野市緑を豊かにする条例の一部改正)

9 長野市緑を豊かにする条例(平成6年長野市条例第37号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成30年6月29日条例第39号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長野市の景観を守り育てる条例(以下「新条例」という。)第10条から第13条までの規定は、平成31年2月1日(以下「基準日」という。)以後の日を着手予定日として行う景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)第16条第1項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知(以下「届出等」という。)に係る建築行為等(新条例第10条に規定する建築行為等をいう。以下この項において同じ。)について適用し、基準日前の日を着手予定日として行う届出等に係る建築行為等については、なお従前の例による。

3 新条例第21条の規定は、この条例の施行の日以後の日に完了する法第16条第1項に規定する行為について適用し、同日前に完了する同項に規定する行為については、なお従前の例による。